令和4年 第1回定例会 産業文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和4年第1回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録(第1日目)

本日の会議 令和4年3月7日 招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委	員	長	河	野	龍	_	副	委員長	人	木	亮	三
委		員	西	田		健	委	į	浦	Ш	圭	_
委		員	中	村	美	穂	委	員	竹	中		悟

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 富永正彦

説明のため出席した者

建設産業部長 山口新吾

(土木管理課)

課長山崎昇課長補佐田中廣幸係長松本雄輔 主 査 時津貴文

(都市計画課)

課 長山崎禎三 課長補佐 前田将範

主 任 久保竜太

(産業振興課)

 課長補佐 畑 中隆 德

 係長 山 口 亮 係長島 典明

 主 養 縣 野 亮

本日の委員会に付した案件

議案第 3号 長与町企業立地促進助成条例

議案第 6号 長与町分担金徴収条例の一部を改正する条例

議案第10号 町道路線の廃止について

議案第11号 町道路線の認定について

議案第16号 令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第22号 令和4年度長崎都市計画事業長与町十地区画整理事業特別会計予算

開 会 9時30分

閉 会 14時35分

〇委員長 (河野龍二委員)

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。令和4年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案の審査をただいまから行います。議案第3号長与町企業立地促進助成条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

山口部長。

〇建設産業部長(山口新吾君)

皆様おはようございます。それでは議案第3号長与町企業立地促進助成条例につきまして、所管課長より説明をいたしますので御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

皆様おはようございます。それでは議案第3号長与町企業立地促進助成条例につきま して、提案理由を申し上げます。本条例は、令和3年度から始まっております長与町第 10次総合計画を策定する際に、町民の皆様から今後の長与町の課題としていただいて おります雇用の促進、商工の振興の御意見の中、空き店舗の解消や雇用機会の拡大など を上げておりますことなどから、その課題の解決の一つとして提案理由に書いてありま すとおり、企業立地の促進及び雇用の拡大を図るため、町内において新たに事業所を設 置する事業者に対する家賃や雇用に係る費用への助成措置を行うため、必要な事項を定 めるものでございます。それでは、条例の内容について御説明をいたします。第1条で は、町内への企業立地を促進するため必要な助成措置を講ずることにより、雇用の拡大 を図り本町の経済活性化や町民生活の向上に資することを目的とすることを規定してお ります。第2条では、この条例において掲げる用語の意義について規定をしており、第 1項第1号において、企業とは営利を目的として事業を行う法人及び個人であること。 3号では、施設は町内の施設ということ。4号では、施設を建設し、購入し、または賃 借することにより新設をすることを施設の設置とすることとしております。第7号では、 施設を設置し、自ら当該施設を使用して事業を行う企業を事業者ということを定めてお ります。第3条第1項では、町長は事業者に対し、建物等賃借助成金並びに雇用促進助 成金を交付できることを規定しており、第2項別表においてそれぞれの助成金の額等を 定めております。別表を御覧ください。助成金の種類、建物等賃借助成金は、事業者が 賃借の方法で施設の設置を行った場合に、操業開始の日、または雇用した日に町内に居 住しており、引き続き町内に居住する者1名以上を引き続き1年以上常用雇用したとき に、施設の賃借料につきまして100万円を限度とし、賃借料の2分の1を助成すると しております。雇用促進助成金では、事業者が操業開始前6か月から操業開始後6か月 の間に町民2名以上を引き続き1年以上雇用した場合に、2人目から一人当たり50万 円を助成としております。ただし、一事業者当たり300万円を上限というふうに規定

をしております。助成金の交付時期は、操業開始の日の属する年度の翌々年度、助成の 対象期間は1年間としております。条例の本文に戻ります。第4条では、助成金の交付 の対象となる業種を製造業、卸売業、小売業、教育・学習支援、医療、福祉、情報通信 業、飲食サービス業と規定をしております。第5条では、助成金を受けようとする事業 者の指定に係る要件について、第6条第1項では指定を受けた事業者への交付決定を。 第2項では、長与町工場等設置奨励条例に定める奨励金との併給ができないことを規定 させていただいております。第7条では申請の内容に変更が生じた場合の届け出につい て。第8条では、指定事業者が地位の承継を行った場合の届け出の規定。第9条では、 第5条に掲げる指定の要件を欠くことになった場合や、操業開始後3年以内に事業の休 止もしくは廃止の状態になった場合などの指定の取り消しや交付の停止等について規定 をしております。第10条において、指定事業者に対し、報告を求めることや実地の立 入調査をすることができることを規定しており、指定の取り消しを行う際など第10条 において調査をさせていただければと思っております。第11条では、規則の委任につ いて規定をしており、本日資料といたしまして長与町企業立地促進助成条例施行規則を 提出しております。規則におきましては、指定の申請時や助成金の交付申請時の様式及 び提出が必要な書類等を定めておりますので、御参照いただければと思います。なお本 条例及び規則につきましては、令和4年4月1日から施行するものとしております。簡 単ではございますが以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (河野龍二委員)

それではこれから質疑を行います。質疑はありませんか。 中村委員。

〇委員(中村美穂委員)

それでは幾つかお尋ねしたいと思うんですけれども。まず長与町内の雇用を促進するということと商工業の発展という意味で、この条例が制定されているという説明は受けたんですけれども、実際のところ、こういった起業に対する相談が本町の方に実際来ているのかどうか、そこを教えてください。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

企業立地についての相談ということでございますが、長与町では既にチャレンジショップ、あとは商工会からの創業塾等をさせていただいております。この中では多く、長与町内に小さいお店とか事業所ではございますが「起業したい、長与町の方でそれに対する補助金等はないのか」というような御質問を多く受けております。

〇委員長 (河野龍二委員)

中村委員。

〇委員(中村美穂委員)

確かに元々たくさん商店があった所が空き店舗になったり、駐車場に替わっている所もありますけれども、土地とかは購入はできないけれども空き店舗等を利用してということで、非常に良い条例かなと思っているんですが、この中で助成金の交付の対象となる業種ですね、ここに書いてありますけれども、その他町長が特に認める業種というのは、どういったものが想定されるんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

第4条に書いてあります「その他町長が特に認める業種」でございますが、現在、ここは想定をさせていただいていないところでございます。ただ、今後、国の業務等新しい業種等ができた場合、その分につきましてはこちらの文言を使い、長与町にとってそこが有効であるのであれば、町長が特に認める業種というふうなところで取り扱いをさせていただければと思っております。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかにありませんか。 八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

結構小っちゃいお店からある程度の規模の事業者までカバーできるものだと思いますし、これまで工場等設置奨励条例のような結構大型の店舗への優遇措置しかなかったので、小さいお店までカバーできるものはすごく良いことだと思いますが、条例は一定の実効性がないと意味もありませんし、また逆に悪用されても困りますので詳細を伺いますが。まず第2条第1項第6号に常時雇用する従業員の定義があってこの法律を見ると、同じ事業者に雇用されている通常の労働者よりも労働時間が短い労働者というのが短期時間労働者と書いてあったんですが、この解釈でまずよろしいんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

そのとおりでございます。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

そうしますと、例えば比較的小さいお店などで、そもそもの通常の労働者が、例えばかなり時間が短いパートというかバイトのような形での労働者で、それに比べて時間が短い労働者がいない場合、全員が短期時間労働者でないものになってしまうかと思うんですが。そうするとかなり短い期間だったり、月のうち何日かしか雇わないような場合でもこれに当てはまってしまうのかなと思うんですね。なので、例えば厳密に週何日以

上とか、何時間以上とか、そういうふうに定めなくていいのかなと思ったんですが、そ の辺りはどうお考えになりますか。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

常時雇用する従業員については正社員、パート、アルバイト、名称は問わず常時1年以上定めなく雇用されている、もしくは雇用される予定がある人というふうになっております。この分に先程委員がおっしゃられました短時間労働者を外しますというふうになっているところでございます。町としては、正規の社員等でなくても雇用の契約をきちんと定めた上で雇用の契約をされている。いえば、この時間をきちんと勤務してくださいというような契約を定めている社員であれば、ほかの社員より短い短時間でないものであれば、雇用促進という面もありまして、今回のこの常時雇用する従業員として認めたいと思っております。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

そうしますと例えばなんですが、普段は一人でやっているけれども週末だけ人を雇うと仮定した場合に、例えば土曜日に一人、日曜日に別のもう一人を雇った場合、仮に1日1万円払ったとします。そうするとこの二人には時間の差はないわけですよね、月4週として。結局1週間に1回しか二人とも雇ってないので、一人当たり月に4万円しか払ってないと。そうなった場合でも常時労働者を時間差のない二人雇っているというふうになるんじゃないかなと思うんですが。そうすると2人目に対して一人当たり50万円の給付になると。これは極端な例ですがちょっと多いというか、そういうケースもあり得るのかなと思ったんですが、この場合はその二人はどっちも通常の労働者という扱いになるということですか。

○委員長(河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長(川内佳代子君)

規則の第4条で、交付申請の際には雇用保険被保険者証の写しの提出を定めさせていただいております。この雇用保険の加入につきましては、厚生労働省で週に20時間以上の勤務というふうに定めがあったかと思いますので、こちらの方を適用させていただいて時間を確認し、認定になるかと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

雇用保険に該当する人だけ対象になるということですね。それで一定理解いたしまし

た。別の点なんですが、先日の本会議場での同僚議員の質疑の中で「交付時期が翌々年度というのは遅いのではないか」という質問がありましたが、確かに同僚議員も言っていたように、翌々年度にそういう助成があるから操業をしようというふうにはなかなかならないんじゃないかという面も感じるんですが。例えば近隣ではないんですが他の市町の同様の条例を見ますと、操業してから15か月で助成がされるとか、操業してから1年以内に雇用した被雇用者がその後1年間雇用されたことが確認されたら助成するというような自治体もあるんですが、そういった小規模の事業者の実情を反映した内容にすべきだったのではないかなというところもあるんですが、その辺りのお考えをもう一度お願いします。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

翌々年度の支給とした理由として、まずは雇用を着実にしていただく。雇用を今回指定の取消しでは3年間の雇用というふうに書かせていただいております。今委員が言われたように早く支給をという御意見もありますけれども、町、産業振興課としては、長く雇用していただくというようなところの抑止力という言葉が適当かは分かりませんけれども、そういうふうな理由で、ちょっとお待ちいただくんですけれども頑張って雇用していただきたいっていう意味も含めまして、翌々年度とさせていただいているところでございます。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

あとこういった公的な支援制度はよく言われるのが、制度はあるけど、あること自体を知らなくて利用できないというケースが幅広くいろんな課にあると思うんですが、来年度以降長与町で起業をしようという人に対して周知方法といいましょうか、商工会にこういう操業の相談が誰かからあったとしたら、例えばこっちからそういう制度があるっていうのは、何か知らせる予定や方法はあるんでしょうか。商工会からそういう相談があったら伝えてもらうとか、起業しようとしている人に知らせる方法を考えているか、あればお願いします。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

今八木委員が言われたように、現在商工会の方で創業塾をしていただいております。 そちらの方、来年も予定をさせていただいておりますので、そちらでの周知をもちろん 行いますし、令和4年度サテライトオフィスの方も設置が予定されております。こちら の方にもチラシ等を置かせていただき、周知をさせていただきます。また県の産業振興 財団の方にも町として企業立地、土地を購入してということではないんですが、こういうふうな助成措置がありますということで、産業振興財団も通じたところで起業されたい方には長与町もこういう姿勢がありますということを周知させていただきたいと思います。もちろん広報、あとホームページ等での周知も考えております。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

あと内容の確認なんですが、工場等設置奨励条例では固定資産を2,500万円以上取得し10人以上雇用するという形の奨励金で、今回は賃借の助成金と雇用促進助成金の2つになりますが、固定資産を取得しての操業であっても2名以上雇用した場合の雇用促進助成金は受け取れるけども、賃借には当たらないので固定資産の取得に対しての何らかの助成とかはないということになりますか。そういうのを検討されなかったんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

今回は、家賃の補助につきましては賃借があるものとなっております。雇用促進の分につきましては、賃借でなくてもいろいろな場合によって設置をしたときに2名以上雇用いただければというところでございます。土地の購入の助成につきましては、町として協議をした際に大きな規模の分の工場等設置奨励条例に乗っかる部分についてはそちらを使っていただくということにはなりますけど、小さな部分については今回の条例には含めないということで進めたところでございます。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

そこは、含めるのは難しかった理由というか検討の内容など、もしあれば伺いたいんですが。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

工場等設置奨励条例につきましては、固定資産税があらかじめ入った分につきましての奨励ということになります。財源についてはそちらの方をということになります。今回の分につきましては財源が全て一般財源ということになります。この部分を鑑みまして財政当局と協議をした結果、今回につきましては御自分で土地を購入する分については、雇用の分のみが対象ということで検討をさせていただきました。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

分かりました。あと1点、この賃借助成金の別表を見たんですが、ここに賃借料の2分の1に相当する額で100万円限度という条件があって助成対象期間が1年間とあるんですが、これ常識で考えれば年額だなとは分かるんですけれども、これだけ読むと賃借料が月額を示しているのか、年額なのかっていうのが明確じゃないようにも思うんですが、これは文言として問題ないんでしょうか。というのは、助成対象期間1年間というと月額を1年間毎月助成できるような印象を受けるんですが、例えば1回とかにすればその100万円が限度というので分かりやすいのかなと思ったんですが、これは文言としてはこれで問題ないんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

交付時期として、操業開始日の属する年度の翌々年度に1回交付をするということで 定めさせていただいております。こちらの方の文言等につきましては、法令審議会等で 文言を確認していただいての分となっておりますので、これで間違いないかと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに。浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

この補助金の交付を受けることができる事業者の指定について、2点ほどお伺いをします。例えば高齢者の経営とかによって後継者もいないとかで続けられない。テレビ番組とかでもあっているんですが、事業の継承とかということで。例えばそういう方たちがもう事業をお辞めになるときに、どなたか事業を継承してくださる方がどっかから来られてその事業を継承する。そこには金銭のやり取りとかも発生する場合もあるし様々な条件でやられると思うんですけれども、中には遠くにいる子どもが戻ってきて事業を継承したとか、そういうこともあろうかと思うんですが、そういった場合もこの申請の対象になるのかどうか、そこをお伺いします。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

まず既に指定事業者となられている方が、何らかの理由で息子とかに継承した場合は、地位の承継ということで変更申請を出していただき、雇用が2人以上、家賃であれば1人、合致すれば指定を取れるかと思っております。また、まだ指定を受けられてない方が新たに事業を継承するということで、ただお仕事を場所で継ぐだけでなく、新たに操業開始となった場合は対象というふうにさせていただきたいと考えております。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

その場面、場面で検討するということですね、分かりました。そしたらあと一つ、工場等設置奨励条例に定める奨励金との併給はできないものとするというところで1点お伺いをしますけれども、例えば、そこのイオンタウンをイメージしていただければ分かりやすいとかと思うんですが、テナントが入られるような建物を広大な土地に建てられて、そしてオーナーは工場等設置奨励金の申請をしたと。採択になりましたとしますよね。そうしたときに小さいテナントに入る方たちは個人事業主で、個人であったり法人であったりするんでしょうけど、別の事業者がそこに入られるわけですね。そして今回の企業立地促進助成の対象にはなるとした場合に、ここで言うところの併給というものになるのかどうか。そこをお願いします。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

答えから申し上げますと併給にはならないと考えております。工場等設置奨励条例に 基づき奨励を受けられる事業者と、こちらの企業立地促進助成条例でもらう事業者とい うのは別のものになるかと考えますので、併給には当たらないと考えております。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかにありませんか。 西田委員。

〇委員(西田健委員)

1点だけ確認をさせてください。この助成金を受ける対象者なんですけれども、例えば日本国籍を持たない海外の方たちは何らかの制約があるのかどうか、お伺いします。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

事業を操業する事業者の住所要件については、今回何も定めておりません。なので、外国の方が来られて長与町で賃貸等をされたりおうちを建てられたりして、そこで事業されるということであれば一定考えられるところではないかと思います。ただ、長与町民を雇用していただくというところは変わりませんので、町民を雇用していただいて起業していただければと思っております。また、家を建てるということになれば外国の方も住民票を移されるかと思いますので、町民っていうふうになるのかなって予想させていただいております。

〇委員長 (河野龍二委員)

西田委員。

〇委員 (西田健委員)

そしたら住民票が町内にある方であれば従業員としてOKということでいいんですか。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

もう一度説明をさせていただきます。今回の事業所を設置する方につきましては、町 民の方でなくても大丈夫です。雇用をされる側、従業員として働かれる方は長与町民と いうふうに考えております。雇うのは海外の人は難しいということです。

〇委員長 (河野龍二委員)

西田委員。

〇委員 (西田健委員)

もう1回確認しますけども、事業主としては理解しましたけども、例えば雇用助成金を受ける方は、外国籍の方は駄目と。例えば長与町に住民票を持っておられる方であれば、外国籍の方でもOKなのかどうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

国籍は外国であっても、長与町に住民票を有していらっしゃればOKでございます。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかにありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

〇委員 (八木亮三委員)

質疑はありませんか。

河野委員。

〇委員長 (河野龍二委員)

さっきの質問と関連するんですけれど、例えば規則の第4条で、助成交付申請書に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならないと。町税の完納証明書又は納税証明書というふうになっていて、条例案の第9条で、指定の取り消しでも町税を滞納したときというふうにあるんですよね。先程の御説明ですと、起業をする方は町外の人でも構いませんと。雇用する人が町民であれば該当しますよというふうになっているんですけれど、この場合のこの町税は、雇用された方の町税の滞納だとか完納だとかっていうところなんですか。それとも起業をした事業主の税の滞納なのかですね。そこはどのように判断すればいいのかですね。

〇委員 (八木亮三委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

事業主を想定させていただいております。

〇委員 (八木亮三委員)

河野委員。

〇委員長 (河野龍二委員)

そうすると具体例ですけど、例えば時津町の方が長与町で起業しました、長与町民を 雇用しました、対象ですということで。ただ、時津町でもし町税が滞納されていたらそ の場合はどうなるんでしょう。それはもう分からないということで、企業事業主が町税 滞納していても該当するのかですね。その場合はこの助成金が交付されるのかですね。 再度お願いしたいと思います。

〇委員 (八木亮三委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

こちらの交付申請書、規則の第1号町税完納証明書で、長与町民の部分になります。 御質問にありました例えば時津町の方がっていうことでございますが、こちらにつきま しては、町税の完納証明書等は求めることはいたしませんが、滞納等の調査等につきま しては、同意書を一緒にいただくようにさせていただいております。この同意書をもっ て審査をさせていただくような流れをとらせていただくようにしたいと考えております。

〇委員 (八木亮三委員)

河野委員。

〇委員長 (河野龍二委員)

別のところで質問をさせていただきますけども、交付申請に当たっての流れですね。 企業を立ち上げたときに、申請がまず条件なのかですね。交付の時期が翌々年度という ふうになっていますけれども、例えば起業して1年後に1年前から起業していましたと いうことで申請をするのが可能なのか。それはもう起業したときに申請していなければ 交付の対象にならないのか。そこはいかがお考えですか。

〇委員 (八木亮三委員)

藤野主査。

〇主査 (藤野亮君)

助成金の交付申請を受けるに当たりましては、その前段階として、お店を始める前に 助成金を受ける指定業者としての指定の申請をまず出していただきます。その段階でど ういった業種をされるのか、お店を始められる操業の開始時期はいつなのかとか、何人 雇われる予定であるのかとか、そういったものをチェックした上で賃借助成金を受ける のか、雇用促進助成金を受けるのかとか、そういった部分まで含めて、まず指定の申請 を出していただきます。そこで指定申請の中身をチェックし、助成金を交付する指定対 象事業者に当たるかの判断を行った上で、まず指定事業者としての指定を町の方で出し て、実際にお店を開始するに当たってその事業の開始届けを出していただいて、その中 で1年間営業していただいて、そこの1年間に掛かった人件費とか、賃借に掛かった経 費書類等の書類と交付申請書を併せて出していただいた上で、そこでまた町の方で判断 をして助成金の決定をし交付をするという流れになっております。

〇委員 (八木亮三委員)

河野委員。

〇委員長 (河野龍二委員)

大体分かりました。この指定申請書の開始予定日が事業開始届と違ってもこれは対象になるんですか。例えば3年前ぐらいから事業を開始したいと、開始予定日を翌年、令和4年4月1日からしようと思っていた。ただ実際は事業開始が令和5年4月1日になりましたという場合でも、その対象事業として認められるのかですね。そうなると翌々年度に交付が対象になるのか、そういう場合でも該当するのか、再度お伺いしたいと思います。

〇委員 (八木亮三委員)

藤野主查。

〇主査 (藤野亮君)

確かに指定の中で事業開始予定日というのがございますが、その中で事業者の都合でずれたりっていうことが出てくるかとは思うんですけれども、その遅れたことをもって直ちに交付の対象とならないわけではなく、交付をするに当たっては1年間の雇用という条件がございますので、条件達成の期間が遅れるだけというような認識になると思います。

〇委員 (八木亮三委員)

委員長を交代します。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号長与町企業立地促進助成条例の件を採決します。

本案は原案のとおり採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決となりました。 暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

〇委員長 (河野龍二委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に議案第6号長与町分担金徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。

山口部長。

〇建設産業部長(山口新吾君)

それでは議案第6号長与町分担金徴収条例の一部を改正する条例につきまして、所管 課長より説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇土木管理課長(山﨑昇君)

おはようございます。それでは、議案第6号長与町分担金徴収条例の一部を改正する 条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本議案は、長与町分担金徴収条例 で定める急傾斜地崩壊対策事業に係る分担金の割合について、地元負担金の軽減を図る ため改正を行うもの。及び国庫補助事業の対象とならない山地災害に関し、長崎県補助 治山事業補助金を活用して町が治山事業を行うに当たり、自然災害防止事業(補助営) に係る分担金の徴収について新たに定めるものでございます。改正の内容につきまして は、第2条分担金の徴収第1項に、第5号自然災害防止事業(補助営)を加えておりま す。分担金の額を定めております別表につきまして、4段目、急傾斜地崩壊対策事業に おいて、当該事業費総額に5%及び10%を乗じた額から事業費の総額の5%に相当す る額、または75万円に工事施工延長1メートルにつき1万円を加算した額のいずれか 低い額に改正し、最後に自然災害防止事業(補助営)を追加し、その分担金の額を事業 費の総額の25%に相当する額。ただし1か所の事業費が450万円を超える場合は、 超える部分については100%に相当する額とすると規定しております。なお、附則に おきまして、施行日を令和4年4月1日としております。急傾斜地崩壊対策事業につき ましては土木管理課所管、自然災害防止事業(補助営)につきましては産業振興課所管 となりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (河野龍二委員)

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。 八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

この自然災害防止事業なんですが、これはこれまでもここにあった急傾斜地崩壊対策 事業などとの違い、何が自然災害防止事業に当たるのかっていう定義をお伺いしたいん ですが。

〇委員長 (河野龍二委員)

山口係長。

〇係長(山口亮君)

林地崩壊防止対策事業に関しましては国庫補助事業でございまして、被害戸数が2戸

以上、事業費が200万円以上、なおかつ国の激甚災害に指定されたものが対象となる 事業でございます。工事の事業主体としては、県が実施というふうになっております。 一方、自然災害防止事業の補助営につきましては、町が事業主体となり治山事業を行う 事業になっており、事業費が100万円から450万円の事業に関して、受益戸数1世 帯以上でも実施可能となる事業でございます。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

防止事業となっていますから、何か災害が起きてからの復旧等ではなくて予め行うものかなと思うんですが、どういった所が対象になるというか、急傾斜地崩壊対策とかと違う対象の場所とかの何か定義や差があるのかをお願いします。

〇委員長 (河野龍二委員)

山口係長。

〇係長(山口亮君)

急傾斜地対策事業に関しては、土木管理課の所管になるものですからそちらから御回答をいただきたいと思いますが、自然災害防止事業(補助営)の実施基準に関しては、実際に被害が起きたときに使用するものだけではなくて、おっしゃるように予防的な工事にも使用はできます。被害があったときに、例えば崖の下に通学路があった場合とか、あるいは主要な町道、農道、林道、こういった主要な公共施設に被害が及ぶと認められるような場所に関しまして、予防的な工事として使用ができるものになっております。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇土木管理課長(山﨑昇君)

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、レッドゾーンにまず指定がされていることと、 町事業では最低戸数が5戸以上ということになっておりますので、家屋に当たるものに なります。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

そうすると、自然災害防止事業で1世帯でもよろしいということでしたが、1世帯お宅があって、その裏などに大雨などがあった場合に被害がありそうな箇所があったとして、そのお宅の方が土地の所有者として「ここを予めそういうことが起きる前に防止対策を施行したい」と言う場合は、それで該当するということですか。そういう場合にこの自然災害防止事業(補助営)が使えますよとか、使えませんよっていうのはどういう基準で判断というか、何かそういう想定があればお願いします。

〇委員長 (河野龍二委員)

山口係長。

〇係長(山口亮君)

実際、補助営が使用できるかどうかについては、県央振興局と現場確認を行い県の判断になっております。実際、今までの使用実績を県に確認してみますと、予防的な工事というよりは、実際に被害が起きた場合に使用されている場合が多いようです。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

例えば急傾斜であれば自然崖だけに限るとかそういう条件があろうかと思うんですが、 この自然災害防止事業について、例えば、裏が人工的に切り取ってなおかつ危ないとかっていうのも対象になるのかですね。そこら辺はどうなんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

山口係長。

〇係長(山口亮君)

この自然災害防止事業で工事をした場合は、保安林に指定する必要がございますので、 基本的には自然崖を想定しております。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

今の件は分かりました。それであと、別表の中に納入義務者というのがありまして、この急傾斜地崩壊対策事業も自然災害防止事業についても、この納入義務者の欄に「当該地区内に土地又は家屋を有する者」という記述になっているんですが、この当該地区内というのはどこを指すのかですね、それぞれ。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇土木管理課長(山﨑昇君)

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、工事をする影響のあるレッドゾーンとイエローゾーンの中が対象の戸数となってきます。事業をする所が5戸以上あれば、急傾斜地崩壊対策事業として行うことが可能となりますので、そちらにつきましては県と協議をしながら、対象となる箇所等も定めていくような格好になります。

〇委員長 (河野龍二委員)

山口係長。

〇係長(山口亮君)

自然災害防止事業の納入義務者につきましては実際に崩れた土地の所有者になります。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

そうしたらちょっと取り扱いが違うんですよね。この表では同じ文言で全く同じような書き方になっているんですが。自然災害の方は壊れた土地の所有者ということと、急傾斜の方は採択基準を言われたけど、例えば被害の想定が及ぶ方たちが納入義務者になって、その方たちであれば誰が払っても良いわけですよね。そういうことを言われたのかなというふうに思うんですが。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇土木管理課長(山﨑昇君)

そのとおりでございます。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

自然災害の方なんですが、基本的には困られる方は崖の方よりも下の家の方だと思うんですよね。その方は義務者になり得ないという考え方で良いんですか。この方がお金は出しますのでやってもらえないでしょうかって言ったときに、工事をしたあとの所有はどうなるんですか。

〇委員長 (河野龍二委員)

山口係長。

〇係長(山口亮君)

工事をしたあとの構造物については、県の管理となります。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

急傾斜の場合は、その工事範囲はもう帰属ということで、町の事業では町に帰属、県 に帰属というような形になるんですが、管理は県になるってことなんですけれど、所有 権はどうなるんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

山口係長。

〇係長(山口亮君)

治山工事全般に言えることなんですけれども、治山工事の場合保安林指定をして、土 地の所有権自体は地権者にそのまま残ります。上物の構造物だけが県が管理するという 形になります。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

最後にお聞きしますけども、山がちょっと壊れて家が1軒ありまして、その家の方たちがひどく心配をされて「どうにかならんだろうか」ということで、地主はこの負担金の納入義務者ですよね。「いや、お金出してまではできませんけれど土地は工事していいですよ」と。この下の家の方が「お金は私が払いますのでどうにかしてもらえないでしょうか」と言ったときには、これはできるんですか。

〇委員長 (河野龍二委員)

山口係長。

〇係長(山口亮君)

まだ実績がありませんので何ともお答えしがたいところではあるんですけれども、そういった場合に下の家の方が「お金を出すから工事をしてくれ」と言う場合も、どうにか方法がないかは県の方とも協議をさせていただきます。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

どうもこの納入義務者が、全く同じ文言で書いてあるのに全然取り扱いが違うみたいなんで、できればもうちょっと分かりやすく、ここの欄はいじられないにしてでも、例えば手元に要綱なりなんなりで準備をするとかそういうことをされた方が良いと思いますが。もう答弁は要りませんので。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 中村委員。

〇委員(中村美穂委員)

自然災害防止事業の件なんです。私もそこなんですけれども、さっき浦川委員がおっしゃっていましたが、傾斜地っていうか自然の所で「危ない、危ない」と言われる所があるわけですよね。そこの地権者自体がお金を掛けてまではやれないけれど、崩れてきたらその5軒辺りが危険だという場所というのは実際あると思うんですね。その場合こういう事業、(補助営)となっていますけれど、事業費の総額の25%に相当する額また450万円を超える場合はその100%ということで、仮に1,000万円なりの工事、結構大規模になった場合は相当な費用が想定されると思うんですけれども、こういったこのパーセンテージというのは、通常のものなんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

25%の部分だとは思います。この25%になった受益者負担の部分につきましては、 近隣市町村をいろいろ調査させていただきまして、21市町村のうち7市町村がこの2 5%というのを採用されているところでございます。このほかの市町村と同じような状態で、今後災害を防いでいければと思っているところでございます。

〇委員長 (河野龍二委員)

中村委員。

〇委員 (中村美穂委員)

実際に危険だという所は分かっていながらも、急傾斜地を所有している人たちは金額が高過ぎてどうにもできない。または「その近隣に住んでいる方は元々山がある所に家を建てたんじゃないか」と言われれば、そういうことではあろうかと思うんですけども。逆にその金額を、実際に山を持ってらっしゃる方じゃなくてその下に住んでいる家の人たちが負担できるとした場合、実際に相談事は町の方には来てないんでしょうか。地権者からの相談じゃなくて「実際怖いからどうにかできませんか」っていうような相談というのはないんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

近年、大雨が多く降りますので「後ろの山が怖い」というような御相談は確かにございます。その中で、今回このような分担金、自然災害防止事業を計上させていただいておりますので、今後はこちらの事業を紹介しつつ、災害防止を努めてまいりたいと思っております。

〇委員長 (河野龍二委員)

山口係長。

〇係長(山口亮君)

1点追加で説明をさせていただきます。個人負担が大きいという話ですね。被害の規模によって使えるメニューというのが変わってきて、例えば1世帯から4世帯に関しては、今回上程させていただいている補助営の自然災害防止事業が活用できるんですが、5世帯以上10世帯未満になりますと、県営の自然災害防止事業というのが活用できます。これに関しては県が100%負担をいたしますので、町負担も地元負担もありません。今度10世帯以上になりますと、国の補助金を活用した復旧治山事業というのがありますが、こちらの方が活用できます。これは国が2分の1、県が2分の1の負担になっており、こちらも個人負担はございません。したがって、できるだけ個人負担がないような方向で町の方も治山事業の方を持っていきたいと思っています。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 竹中委員。

〇委員(竹中悟委員)

急傾斜の分担金の額が、今回「5パーセントに相当する額又は75万円に工事施工延

長1メートルにつき1万円」と書いてありますね。これは1平米じゃなくて1メートル、 どういう基準で1メートルになるんですか。長さと横幅と縦とあるんだけど、そこの分 のどちらを指して言っているんですか。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇土木管理課長(山﨑昇君)

施工延長ですので、幅になります。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかにありませんか。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号長与町分担金徴収条例の一部を改正する条例の件を採決します。 本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 場内の時計で10時55分まで休憩いたします。

(休憩 10時42分~10時54分)

〇委員長 (河野龍二委員)

休憩前に引き続き、産業文教常任委員会を再開いたします。

続きまして、議案第10号町道路線の廃止について、議案第11号町道路線の認定についての件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。 山口部長。

〇建設産業部長(山口新吾君)

それでは議案第10号町道路線の廃止について及び議案第11号町道路線の認定につきまして、所管課長より説明をいたしますので御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇土木管理課長(山﨑昇君)

それでは提案理由の御説明を申し上げます。まず初めに議案第10号町道路線の廃止につきまして提案理由の説明を申し上げます。本議案は道路法第10条第3項の規定により、町道路線の廃止をお願いするものでございます。議案のあとに参考資料として一覧表及び平面図を添付しております。路線図には起点を \bigcirc (マル)、終点を \bigcirc (サンカク)で表示しておりますので御参照ください。対象となる路線につきましては、高田南土地

区画整理事業の道路整備に伴い新たに認定を行うため現町道を廃止する、路線番号487の高田越笠山線、路線番号1143の高田越中央線、路線番号5010の区画道路26号線、路線番号5011の区画道路30号線、路線番号5012の区画道路31号線、路線番号5013の区画道路32号線、路線番号5014の区画道路33号線、路線番号5015の区画道路34号線、路線番号5016の区画道路35号線、路線番号5017の区画道路36号線、路線番号5021の区画道路51号線、路線番号5039の特殊道路113号線の12路線でございます。

続きまして議案第11号町道路線の認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本議案は道路法第8条第2項の規定により、町道路線の認定をお願いするものでございます。対象となる路線につきましては、高田南土地区画整理事業の道路整備に伴い新たに認定をする、路線番号1159の高田南26号線、路線番号1160の高田南30号線、路線番号1162の高田南32号線、路線番号1163の高田南33号線、路線番号1164の高田南34号線、路線番号1165号の高田南35号線、路線番号1166の高田南36号線、路線番号1170の高田南51号線、路線番号1187の高田越中央線、路線番号1252の高田南113号線までの11路線でございます。町道廃止路線12路線、町道認定路線11路線、御審議のほどよろしくお願いします。

〇委員長 (河野龍二委員)

それではただいまより現地を確認して、戻ってきてから審査を行いたいと思いますので、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

〇委員長 (河野龍二委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それではただいまより質疑を行います。議案第10号、11号、併せて質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

それではただいまより議案第10号についての討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号町道路線の廃止についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 続きまして議案第11号についての討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号町道路線の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 それでは場内の時計で13時15分まで休憩いたします。

(休憩 11時46分~13時12分)

〇委員長 (河野龍二委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまより議案第16号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

山口部長。

〇建設産業部長(山口新吾君)

それでは議案第16号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、所管課長より説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇都市計画課長(山﨑禎三君)

皆様お疲れさまでございます。それでは議案第16号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明申し上げます。補正予算書の2、3ページをお開き願います。今回の補正予算は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ4億130万円を減額し、予算総額を12億9,243万5,000円とするものでございます。続きまして4ページをお開き願います。第2表繰越明許費8億790万円でございますが、これは高田南土地区画整理事業の一括施工に係る事業費につきまして、令和3年度分の事業費の一部と国の追加補正に伴い増額となります分におきまして、併せて繰り越すものでございます。続きまして歳入歳出予算の補正につきまして、補正予算に関する説明書により御説明申し上げます。はじめに歳入から御説明いたします。6、7ページをお開き願います。1款1項1目1節土地区画整理費補助金1億5,715万2,000円の増額でございます。これは国庫補助金につきまして、年度当初の追加内示及び国の補正予算の内示を受けたことによる増額でございます。続きまして2款1項1目1節土地区画整理費補助金3,142万7,000円でございますが、国庫補助事業費の増額に伴います県補助金の増額でございます。続きまして3款1項1目1節一般会計繰入金5億9,769万6,000円の減額につきましては、高田南土地

区画整理事業の事業費のうち、一般会計の負担分につきまして国の追加内示及び補正予算の内示による増額や事業の執行見込額に応じた予算額の調整を行うものでございます。続きまして4款1項1目1節繰越金489万9,000円につきましては、前年度決算に伴う繰越金を計上いたしております。続きまして5款2項1目1節高田南地区保留地処分金291万8,000円につきましては、高田南地区の保留地処分の実績に合わせて増額補正を行うものでございます。ただいま御説明いたしました1款から5款の歳入予算につきましては、歳出の県事業委託料に充当するものでございます。歳入は以上でございます。

次に歳出でございます。10、11ページをお開き願います。1款1項2目12節委託料4億130万円の減額につきましては、一括施工の年度割の変更及び事業の執行見込額に応じまして、高田南土地区画整理事業に係る長崎県への事業委託料を減額するものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇委員長 (河野龍二委員)

それではこれから質疑を行います。議案書並びに説明書の歳入歳出全てにおいて質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

7ページのこの一番上の補助金ですけれども、例年この時期にこの内示をもらうんですか。通常は年度の初めぐらいにもらうんですが、そういうものなんですか。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇都市計画課長(山﨑禎三君)

例年でございましたら、追加の補正予算の情報収集が秋口ぐらいにございます。その 照会がきたところで要望をさせていただいて、内示が1月下旬でございます。なので追 加補正につきましては3月の議会で補正予算を上程させていただいております。説明に ありました追加内示というのがございまして、これにつきましては昨年度3月の当初予 算の御審議の前に「追加でないですか」というふうな照会がございまして、そちらの方 でも手を挙げさせていただいて、その分につきましては、時期はちょっと違いますけど 内示をいただいてということで、合わせまして今回補正予算ということでお諮りするよ うな形で進めさせていただいています。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

その補正なんですが、当初17億円近くの予算があって、今回4億円ぐらいを減額したいという補正と併せて繰り越しで8億790万円ですか。ということは実際計算すれ

ば4億円ぐらいの執行になるわけですよね。年度内の執行が4億円、繰り越しが8億8 00万円ぐらいあるということで。今日現場も行ってきたんですが、結構今バリバリや られておるんですけれども、出来高の精算というのはやられないんですか。年度末での 出来高の精算というのは。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇都市計画課長(山﨑禎三君)

昨年度も追加で補正をいただいておりまして、そちらの分の執行が先にきているような形で、精算はあらかた出来高が上がったところで県でされております。それに併せて支払いっていうふうな形になります。通常だったら100%の出来高があってもその分が100%支払い対象にならない部分はあろうかなと。通常1割保留ですね。その辺の保留の分まで確認をしたところで、支払い可能な分につきまして県の方で履行確認をされて、それで支出をするという流れになっております。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

分かりましたけれども、あれだけやって今年度4億円ぐらいの執行額しか上らないん だということであれば、精算もしてですね。また次の審査に控えているんですが新年度 で12億円ぐらい上げておりますよね。合わせて20億円しないといけないわけですよ、 来年。去年も同じような話をしているんですけれど私は。繰越額プラス当年度の予算額、 合わせてこんだけできるんですかという話をしたら、案の定今年8億円繰り越しでしょ う。ということは元々予算計上の見込みが過大過ぎるんじゃないかなと私は感じておる んですけれども。やっぱりそんなに上げないといけないわけですか。17億円を最初に 組んだわけでしょう、16億9,000円幾らですけど。最後に4億円落として8億円を 繰り越して12億円はできませんでしたという話じゃないですか。それなら最初から上 げるのを小さくして。結局一般会計の繰出金とかにも関わってくる話ですからね。これ がなければ他のいろいろな事業ができたかもしれないわけなんですよ。だからもうちょ っと精査して上げるということができないんでしょうか。もうずっとですもんね。繰り 越した分を翌年に回してというのがパターンででき上がってしまっていますよね、この 区画整理の場合。本来であればあと何年かしか残してないわけですからどっかできちん と。1,000万円、2,000万円とか5,000万円とかならまだ分かりますけど8億 円もね。どっかで調整をしないといけないんじゃないかなと私はずっと思っているんで すけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

〇議長(山口憲一郎議員)

前田課長補佐。

〇課長補佐(前田将範君)

なかなか繰越額が減らないというのは現状ではあります。御指摘のとおりだと思います。その中で、繰り越しも含めてなんですけれども、令和3年度繰り越しと現年度分の消化というのが8億円と4億円、合わせて12億円という事業は進めているところでございます。そのあとをこの8億円分につきましても、来年度の事業費と併せて事業を進めていくところなんですけれども、今回8億円の繰り越しというところが、この一括施工の事業の中で一番事業費割合が大きい土工事です。切土工事とか、盛土工事というのが主な繰り越し理由になっております。その盛土工事、切土工事については、今、岩盤の掘削の地元調整の関係でちょっと遅れておりますけれども、これが一定進み出せばさらなる進捗が図られまして、今ちょうど事業の中ほどなんですけども、事業量が急激に上がっていく状態にありますもので、そこにつきましては令和4年度に挽回して、あと令和4年、5年、6年とありますけれども、少しずつ平準化をしながら事業の方は進めていこうと思っておりますので、よろしくお願いします。

〇議長(山口憲一郎議員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

事業概要をよくよく掴んでおられて予算計上をされているんでしょうけども、今の説明を聞いてもですね。ところが毎年8億円とか7億円とか繰り越しされるからですね。おまけに先程お聞きをしたら、きちんと精算をしているんだということも言われていますので、結局これだけやりますって取った予算は半分以上、やっぱりできませんでしたという話なんですよね。だから今から審査をする分についても、本当にできるのかなあと、やっぱりもうずっとですから、そういう傾向が。だからそこをちょっと心配して今質問をしておるんですけれども。この件はいいですけれども。あと先程、保留地処分金が上がっていましたよね、補正で291万9,000円ということで。今日一覧表をいただいておるんですが、これは今後掛かる費用、出ていく費用の一覧表ということで理解をしておるんですけども、一括発注のときに土地を売る契約をしていますよね。私の聞いたところでは13億円とか聞いているんですけれども、このお金は大体いつぐらいに入ってくるんでしょうか。

〇議長(山口憲一郎議員)

山﨑課長。

〇都市計画課長(山﨑禎三君)

106街区の保留地処分金の御質問かと思いますが、現在、当初契約時に1割、前金というか手付けというか、その分をいただいており、ここについてはもう事業費に充当させていただいております。残りが12億数千万円あろうかと思います。残りは今協議中なんですが、そもそも当初のスキーム、枠組みでいくと令和7年3月以降でしたが、引き渡し時期をちょっと早めたいということがございまして、そこについては事業者と協議をしながら、その辺の時期を見極めていきたいというふうなことで、早ければ来年、

お支払いを受けることができるのではないかということで、今考えております。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

恐らくいろんな決まりがあって、使用収益とかが図れるようになれば払ってくださいというような話になるのかなというふうに思っているんですけれども。来年となれば来年の予算に上がってくるわけですよね、当初なりどっかに歳入で。そういうのが全然見えないから、こういう出ていくお金ばかりが表に出てくるんで非常に心配になるわけですよ。そういうどんと入ってくるものを見せていただければ、もうそんなに実際の金は要らないとか、事業費の出入りで考えたときに。これだけ入ってくるんですよというのもしっかりですね、あれだけの街区を整備していっているわけですから。是非出しながら、これだけお金が掛かるんですよというところを話していっていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇都市計画課長(山﨑禎三君)

委員おっしゃるところはごもっともだと思います。しかしながら、このあと御審議いただく来年度予算につきましては、まだ、うちが受ける側の準備、時期とかがまだ決まっておりませんので、予算書という形でお見せすることはまだできないかなと。事務が進んでいってお見せできる時期が来たら、補正予算なのか当初予算なのか、そういったタイミングを使わせていただいてお見せするような形で、充当先も絡めて、その辺についても財政とも協議をしながら今話をしておりますので、今しばらくその辺をお待ちいただきたいと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 中村委員。

〇委員(中村美穂委員)

説明書の5款諸収入の保留地処分金ですけれど、ここの291万8,000円の分はど この場所で、1つの場所なのかどうかっていうのはお知らせいただけますでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇都市計画課長(山﨑禎三君)

こちらにつきましては、換地の過小宅地対策で面積が足らない方に必要とする分を御相談を受けまして、そちらの方にお売りする付け保留地という性格なものでございまして、場所は1か所でございます。大まかな所でいくと、浦上水源地から2列入ったぐらいの所でございます。街区番号とかはちょっと控えさせてもらいたいと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対の討論はありませんか。

次に、賛成の討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計 補正予算(第1号)の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第22号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山口部長。

〇建設産業部長(山口新吾君)

それでは議案第22号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計 予算につきまして、所管課長より説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い いたします。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇都市計画課長(山﨑禎三君)

それでは、議案第22号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計当初予算につきまして、御説明申し上げます。予算書の1ページをお開き願います。歳入歳出それぞれ12億2,513万8,000円で、事業の推進を図ってまいります。それでは歳入歳出予算につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。始めに歳入から御説明いたします。6、7ページをお開き願います。まず、1款1項1目1節土地区画整理費補助金1億8,282万7,000円につきましては、高田南土地区画整理事業におきます国庫補助金でございます。内訳といたしましては説明欄に記載のとおりでございまして、上段から活力創出基盤整備総合交付金1億6,282万7,00円、2段目、市街地整備総合交付金2,000万円を計上いたしております。次に2款1項1目1節土地区画整理費補助金3,756万5,000円につきましては、高田南土地区画整理事業に対します県補助金でございます。補助率は、国庫補助対象事業費の1割となっております。次に3款1項1目1節一般会計繰入金10億274万2,000円につきましては、高田南土地区画整理事業の国庫補助事業費におきます補助裏負担分

や単独事業費、地域開発事業債の償還金等を一般会計から繰り入れるものでございます。 次に4款1項1目1節繰越金につきましては、歳出の予備に充当するもので200万円 を計上しております。次に5款諸収入でございますが、6ページから9ページにわたり、 1項町預金利子、2項保留地処分金、3項清算金収入、4項雑入、それぞれ1,000円 を計上しております。歳入は以上でございます。

続きまして歳出でございます。12、13ページをお開き願います。1款1項1目土地区画整理総務費でございますが、8節旅費、10節需用費、13節使用料及び賃借料につきましては、経常的経費でございます。14節工事請負費につきましては、附帯工事費として200万円を計上しております。次に2目高田南地区区画整理事業費でございますが、8節旅費、10節需用費につきましては、経常的経費でございます。12節委託料11億9,965万4,000円につきましては、高田南土地区画整理事業に係る令和4年度分の長崎県への事業委託料でございます。主な工事等の施工箇所につきましては、後程図面により御説明申し上げます。2款1項1目22節償還金、利子及び割引料の1,888万円につきましては、区画整理特別会計で借り入れております地域開発事業債の元金償還金でございます。次に2目22節172万4,000円につきましても、同じく地域開発事業債の利子償還金及び一時借入金の利子償還金でございます。最後に3款1項1目予備費といたしまして、200万円を計上しております。歳出は以上でございます。

また歳入歳出予算に続きまして、14ページから17ページにわたり、地方債の現在 高の見込みに関する調書及び債務負担行為の支出見込額等に関する調書を添付しており ます。当初予算については以上でございます。

引き続き、主要な施策に関する説明書について御説明申し上げます。 4、5ページをお開き願います。 1款 1 項 2 目長与町土地区画整理事業委託料 1 1億9,965万4,000円の内訳でございますが、説明欄にございますとおり工事費として 1 0億2,000万円、測量試験費といたしまして 5,650万円、補償費として 4,200万円、その他として 8, 1 1 5 5 4,000円となっております。それでは主な工事等の施工箇所につきまして、担当より図面にて御説明申し上げます。

〇委員長 (河野龍二委員)

前田課長補佐。

〇課長補佐 (前田将範君)

それでは令和4年度に実施します主な事業施工箇所につきまして、こちらの図面で御説明を申し上げたいと思います。図面の位置関係なんですけれども、図面の上が北になっております。薄くてちょっと見えないんですけれども、ここら辺りが高田小学校です。下に下りまして、こちらが高田越交差点付近、こちらがJR道ノ尾駅付近ですね。高田越交差点から東側に行きまして、これが高田越トンネルです。こちら通りまして、こちらが高田中学校付近になっております。あと南部の方に浦上水源地がございます。こう

いった位置関係の図面になっております。高田南宅地整備工事、一括施工の範囲をピン クで、赤枠で示しております。そして令和4年度事業箇所につきまして、赤枠で示して おります。さらにこの事業施工上、分かりやすく工区を割り振りしております。この事 業箇所の北側の方、高田中学校、高田越交差点付近の北側を1工区。一括施工の中央部 分を2工区。一括施工のうちの西側、さくら野公園付近を3工区。一括施工の南部地域、 浦上水源地側の方ですね、4工区。そして東側を5工区として区分けをしております。 それでは令和4年度の事業箇所につきまして、具体的な施工場所をお示ししていきたい と思います。まずこちら1つ目、区画道路51号線道路改築工事になります。こちらは 高田中学校前の現況道路になります。高田越中央線から1つ入った所です。こちらの現 況道路の改築工事となっており、延長が約135メートル、幅員6メートルで整備を行 います。続きまして宅地擁壁工事1工区、2工区、5工区、こちらになります。こちら は一括施工区域のうち、1工区、2工区、5工区を中心に宅地擁壁工事の施工を行いま す。擁壁工事の延長としては、約5,000メートルで約160宅地分ぐらいの擁壁工事 を行う予定となっております。最後に補強土壁工事。こちらは区画整理区域内の幹線道 路となります都市計画道路三千隠線の整備に伴う擁壁工事になりまして、延長が約19 4メートル、高さ約6メートルの補強土壁工事を行います。以上簡単ではございますが、 令和4年度の主な事業施工箇所につきまして御説明を申し上げました。

よろしく御審議のほどお願いします。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇都市計画課長(山﨑禎三君)

以上で当初予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。それと、もうこちらの説明に移ってよろしいですか。お手元に資料として、一括施工に係る年度割表ということでお示しをさせていただいております。上段、第1表当初、これは令和01から06まで、一番上段が事業費です。令和01は0.5、これは5,000万円でございます。令和6年が5億3,100万円と。トータルで48億8,100万円というようなことでなっております。2段目、補助事業費と、うち国費ということで2段書きで明示をさせていただいております。3段目に単独事業費です。令和2年度で申し上げますと、総事業費が9億円と、うち補助事業費は6億2,800万円、うち国費が3,114万円、単独事業費といたしましては2億7,200万円と整理をさせていただいておりまして、これが令和元年から6年までの当初の一括施工に係る事業費ということでございます。下段に第2表を現在ということで、お示しをさせていただいております。R01から03までは括弧書きで補正含むということで、補正予算を反映させた形での事業費で示させていただいております。R01につきましては、当初は5,000万円でしたが、補正、繰り越しも絡めているんですが1億8,000万円、そのうちの1億3,000万円が補助対象事業費でございまして、うち国費が6,500万円、単独事業

費は5,000万円ということです。右段の2年度につきましては、総事業費は13億円、うち補助事業費は12億6,700万円、単独事業費は3,300万円。また右にずれますけど3年度、先程御審議いただきました補正予算を反映させたところで事業費は11億円、補助事業費は10億6,400万円、うち国費が5,200万円、単独事業費は3,600万円。来年度以降3か年の予定でございますが、4年度につきましては10億円、うち補助事業費が3億7,600万円、うち国費が1億8,300万円、単独事業費は6億2,400万円。令和5年度につきましては、総事業費が7億7,000万円、補助事業費は1億1,700万円、単独事業費は6億5,300万円。一括施工の最終年度、令和6年度につきましては、総事業費は5億9,000万円で全て単費ということでございます。前倒しという形で国の補正予算を積極的に獲得に行っておりますので、令和4年度以降につきましては、だいぶ単独費を出していただく形でなっております。これにつきましては、随時、財政サイドとも協議をしながら、こういった形で今後進めていきたいということで、今回、年度割表をお示しさせていただいております。

〇委員長 (河野龍二委員)

それではこれから質疑を行います。質疑はありませんか。議案書、説明書も歳入歳出併せて、主要な施策に関する説明書も含めて質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

確認です。先程この赤の濃い部分が4年度の事業箇所だということで、今年の先程の繰り越しの8億円分というのは、もうプランの中に入っているんですか。それとも赤の中に入っているんですか。どっちに入っているんですか。まだ出来てないですよね。今から8億円分をするわけでしょう。ちょっと額が大きいので、その分はどこをするのかなと思って。そっからスタートしましょうかね。

〇委員長 (河野龍二委員)

前田課長補佐。

〇課長補佐(前田将範君)

まず令和3年度の繰り越しの箇所なんですけれども、この図面の見方、位置関係は同じです。それで令和3年度完了の分を青色で示しております。繰り越しする分を赤の部分で示しております。まず繰り越しの部分につきましては、一括施工区域の南東部にあります4工区、5工区の切り土及び盛り土の部分になります。こちらは岩盤掘削に伴って騒音振動等の地元調整に不測の日数を要しており、こちらの分が繰り越しという形になっております。先程お示した所は、この繰り越しの土工事を抜いたところの御説明になっておりまして、こちらが4工区、5区の土工の部分で、今回この4年度の事業には入っておりませんが、ここに繰り越し箇所があるということで御理解お願いします。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

分かりました、大体。そうなれば、ある程度繰り越し分の土工が終わらないと4年度 分の築造に入っていかれないということですよね。掛かられないということですよね。 この繰り越し分の土工の大体終わる時期とか分かっているんでしょうか。どれくらいで 終わって、すぐこの4年度分の築造に掛かっていくんだというのは。

〇委員長 (河野龍二委員)

前田課長補佐。

〇課長補佐(前田将範君)

令和3年度の土工につきましては、施工JVと長崎県に確認したところ、大体令和4年10月をめどに整備が終わるという報告を受けております。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

それぐらいから4年度の赤で示してある地区、宅造の整備に入っていくということで理解をさせていただきます。10月以降ぐらいからですよね。違うかな。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇都市計画課長(山﨑禎三君)

今の繰り越しの大規模土工に係る部分につきましては、確かに課長補佐から御説明したように、令和4年10月ぐらいをめどに粗造成を終えて、それから道路の補強土壁であったり、宅地の擁壁工事に移行していくというふうには聞いております。ただ全くそこだけに関わるのではなくて、高田中学校の前の区画道路とか1工区の出来る所については止めることなく進めていくものだというふうに私どもも認識しております。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

大体分かりました。あと1点、三千隠の谷間の1工区、5工区の地区界の谷間を埋めていると思うんですが、あれは当初の計画からすればもう随分変わっていると思うんですけれども、あれだけ埋めて、あそこに新たに宅地を造ったりとか、そういう計画にはなっていないんですか。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇都市計画課長(山﨑禎三君)

今、区画整理の区域までが市街化区域でございまして、今回、造成協力という形で土 を入れさせていただいている所は、山林であったり農地であったりという所でございま す。ですので、そこが新たに宅地になるとかという所ではないかなと、そういうことで 御理解いただければと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

それは当然分かった話で言っているんですけど。この区画整理の地区界の中で、今まで斜面で下に寄った所に盛ったわけですよね。区域の所、区域の外は言ってないですから。区域の中で、斜面で仕上げようとしていた所に泥をわんさか盛ったわけですよね。そこに平地が出来たりしてないのかなあという思いがあって、それでそういうものがもしあれば、計画戸数が増えたりなんかしている状況にはないんですかというのをお聞きしているんです。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇都市計画課長(山崎禎三君)

今の事業計画を一度変更しております。それが元々地区界に委員がおっしゃるように 擁壁ができて、それから土羽が出来てと。それに合わせて換地割りをしていた所なんで すけど、そこにつきましては地区界に区画道路を設置して、それに合わせて換地割りを 変えております。ですので、平場が新しくできてとかいうふうな部分については、換地 であったり保留地の割り付けであったり、そういった形で計画を変えております。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 西田委員。

〇委員 (西田健委員)

先程のこれなんですけれども、第1表と第2表は、第1表が当初の計画という認識でよろしいんですか。それで第2表が実績というような考え方でまず良いんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇都市計画課長(山﨑禎三君)

当初の計画に合わせて、実際一括施工の入札が終わって、その分の契約額に基づいて 年度ごとに予算の割り付けをしております。そういう整理をした表が第1表でございま す。第2表につきましては、年度ごとの予算の獲得であったりとかいうことで、3月7 日現在での予定額ということで御理解いただきたいと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

西田委員。

〇委員 (西田健委員)

当初の方の第1表ですけども、これは国費を含む補助事業費と単独事業費ずっと書い

てあるんですけども、第2表の方の同じデータから令和3年までいくと、単独事業費が減って第2表は補助事業費が増えていると。令和4年度からは単独事業が増えていくっていうような第2表になっているんですけれども、この補助事業費と単独事業費がどう違うものか。なぜ当初の予定からして単独事業費の方が少なくて令和4年から増えるとか、そこら辺の説明はできますでしょうか。お願いします。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇都市計画課長(山崎禎三君)

1番右側の合計欄をまず御覧いただければと思います。当初の事業費、全体額として は契約額なんですけれど48億8,100万円。そのうちの補助の対象事業費は国庫補助 金で、単独事業費としては20億9,700万円を町としては用意しなくてはいけないん だろうということでの国庫補助金、単独の事業費。あと補助金事業は国庫補助金の裏に 町の方でまた補助裏の資金を用意しなくてはいけませんので、そういった形で整理をし ております。 先程西田委員から御質問がありました、 令和4年からは「単独が増えてい るよね」ということですが、こちらにつきましては、毎年度毎年度、国の補助金の執行 の照会が来たときに、令和元年度先行きが不透明だったところもございますので、チャ ンスがあれば国庫補助金を100%近く獲得するように動くべきだろうということで、 令和元年につきましては、1億8,000万円なので1億3,000万円です。その中で 国費としては6,500万円です。これが後ろの方の令和2年以降の事業費から前倒しで いただくような国庫補助金として活用するに当たって、年度ごとに割り振っていたのを その後ろの方のやつを積極的に獲得して、そういうやり方を繰り返しまして、今、令和 3年度に至っております。ですので第1表で申し上げますと、令和4年度に補助事業費 としては7億円で、そのうちの国費が3億3,500万円が令和元年度であったりとか、 令和2年度であったりとかいうところに、その分の方を早めに国からいただいて事業費 に充てると。ですので、その分先に使っているので、令和4年度以降につきましては単 独の事業費の割合が増えていくというふうなことでございます。

〇委員長 (河野龍二委員)

西田委員。

〇委員(西田健委員)

何となく分かったんですけども、要は1番右側の総事業費、補助事業費、単独事業費が見たらあんまり変わってないんで、だいたいこれが変わらないというような感じになるんですね、第1表と第2表というのは。割合がだいたい同じようなんで問題ないということでいいんですか。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇都市計画課長(山﨑禎三君)

少しでもこの事業に国庫補助金を充てられるように、いただけるチャンスを逃さないようにということで進めておるところでございます。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

今のに関連してなんですが、そうすると、いただけるときに国からっていうことでしたけど、そうしておかないとあとからもらうっていうことは、その時になって予定していた額を国からもらえないというようなこともあるということなんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇都市計画課長(山﨑禎三君)

まさにそのとおりで、例年次年度の本要望をした額と年度が変わる前に内示という形で、様々な査定であったりとか、国の中で予算措置をする中で、100%いただけないケースが多々ございまして、そういった部分がございますので、事業末期になって手を挙げても頂けないことが想定されますので、その努力を前倒しでやらしていただいているということです。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

繰り返しなんですけど、ということは、そういうふうな形で補助金とかを獲得しておかないと、後々、実際には補助してもらう予定だった分が町の単独事業費というか、そっちからの持ち出しになるということでよろしいですか。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇都市計画課長(山崎禎三君)

そういうことで頑張っています。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

私も関連してお聞きしたいので、委員長を交代します。

〇委員 (八木亮三委員)

質疑はありませんか。 河野委員。

〇委員長 (河野龍二委員)

私も数字を見せていただいて、少し分からないといいますか混乱しているところがあるんですけれど、説明書の16、17ページに「債務負担行為で翌年度以降にわたるも

のについての年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」ということで、17ページが令和4年度から令和6年度までの支出予定額となっていますね。ここで国県支出金、いわゆる補助金が8億3,112万9,000円、36億円のうちの補助金がこれですよというふうな説明だと思うんですけれど、今回この年度割表で出された資料を見ると、中身がちょっと違うのかもしれませんけども、令和4年度が3億7,600万円、令和5年度が1億1,700万円、令和6年度は無しとなると、ここ合わせても4億、5億円弱になるんですよね。この数字の差というのはどう考えれば良いのかなって。言わばこの8億3,112万9,000円も前倒しでずっともらっているというふうな理解で良いのかですね。ここに出てくる数字が、こっちの別表でいただいた表の数字が正しいという判断で良いのか、そこを教えていただきたいと思います。

〇委員 (八木亮三委員)

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

〇委員 (八木亮三委員)

休憩を閉じて委員会に戻します。 久保主任。

〇主任 (久保竜太君)

債務負担行為の16ページのうち、令和元年度から令和3年度までの支出見込額の方に先程御説明しました繰り越し分が入ってない、今年度の支出見込額の数字となっております。17ページ、国庫支出金は、これは繰り越し分が含まれた分になりますので、先程事前に提出をした国費の合計とまず一致しないということが1点と、債務負担行為ですので、どうしても限度額としてのお示しになっておりますので、16ページの限度額54億円と実際の今の契約額との差異というのも理由の一つです。

〇委員 (八木亮三委員)

河野委員。

〇委員長 (河野龍二委員)

そうすると、例えば令和4年度から6年度までの国県支出金のうちの繰越額がどれくらい入っているのか、教えていただければと思います。あと併せて、その他の特定財源、一般会計からの繰り入れだと思うんですけれども、この一般会計からの繰り入れの財源内訳、いわゆる起債がどれくらいなのか、当初この債務負担行為をするときに、基金からも出すというふうな話ではなかったかなと思うんですけど、その財源内訳が分かれば。ここで分かりますか。財政でしか分からないですか。財政しか分からないというのであれば、それでお願いしたいと思います。

〇委員 (八木亮三委員)

久保主任。

〇主任 (久保竜太君)

財源内訳に関しては持ち合わせておりませんので、今の時点では回答ができません。 1点目に質問がありました国県支出金のうち繰越額がどれだけ含まれているかという件 に関しましても、今資料を持ち合わせておりません。

〇委員 (八木亮三委員)

委員長を交代します。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 中村委員。

〇委員(中村美穂委員)

あくまで工事の進み具合かとは思うんですけれども、令和3年度のように宅地として お返しできるような見込みが、令和4年度、全部の所の色になってないので分からない んですけれども、宅地として完成するような所は実際あるんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

〇都市計画課長(山﨑禎三君)

先だっても申し上げたかと思いますが、上下水道の公共サービスの供給が可能な所ということで、3工区がどちらも長与なので築造が終われば地権者にお返することができるであろうということで、現在進めているところでございます。そのほかの箇所は、今のところ上水道は長与町ですけれど下水道が長崎市となっており、南側のコンビニエンスストアがある所からが流末になってきますので、公共サービスを受けることでそういう施設が繋がらないので、住まいとして供用開始が図れない所でございますので、形としては出来る所があるかもしれませんけど、地権者にお返しをするというような所が来年出てくるかと言ったら、今一括施工の所につきましては、ちょっと難しいということで御理解いただければと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに。

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

高田中学校への接道と言いますか、まだ整備される前の高田越中央線から玄関の門の 方に入っていっていたと思うんですが、今回、51号線ですかね。これが接道するよう な形になるんですか。ここの幅員が分かれば。

〇委員長 (河野龍二委員)

前田課長補佐。

〇課長補佐(前田将範君)

中学校への接道につきましては委員おっしゃるとおり、先程御説明した区画道路51

号線、今の現道の部分が接道になっております。それで幅員につきましては区画道路ということで、6メートルを標準に築造するようになっております。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

ここは学校で、時たま大型バスとかも入っては来ていたんですよね、今でもそうなんですけれど。そこら辺は問題ないんですか、6メートルは。

〇委員長 (河野龍二委員)

前田課長補佐。

〇課長補佐(前田将範君)

大型バス等につきましても幅員 6 メートルであれば通行は可能だと考えています。どうしても 6 メートルでは幅員が狭いという思いもあるかと思います。標準的な幅員は 6 メートルなんですけども、路肩部分は結構広く取りますので、幅員的には取れる所までは広く取りまして、歩行者の歩くスペースを確保しながら、安全を確保しながら、標準幅員 6 メートル以上を確保して整備していく予定です。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

もう一度確認したいので、委員長を交代します。

〇委員 (八木亮三委員)

質疑はありませんか。 河野委員。

〇委員長 (河野龍二委員)

毎回聞くんですけれども、令和4年度の予算執行で事業がどれくらい進むのかですね。なかなか一括施工ということで、工事の進捗状況に併せてしか事業が進まないということでもあるんでしょうけど、事業費ベースで、令和4年度でどれくらいの進捗になるのかですね。令和3年度が決算は出ていませんけれども、令和3年度に比べてどれくらいの進捗になるものなのかですね。参考までにあれば教えていただきたいと思います。

〇委員 (八木亮三委員)

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

〇委員 (八木亮三委員)

休憩を閉じて委員会に戻します。 山﨑課長。

〇都市計画課長(山﨑禎三君)

令和3年度末が事業費ベースで91%でございます。令和4年度予定ですけど96% を見込んでおります。

〇委員 (八木亮三委員)

委員長を交代します。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 本日はこれで閉会いたします。

明日も9時半から委員会を再開いたします。お疲れさまでした。

(閉会 14時35分)